

入札ボンド発行審査

技術力・遂行力も加味

国 交 省

米国並みへ拡充目指す

国土交通省は、WTO政府調達協定が適用される大規模工事（予定価格7・2億円以上）の一般競争入札で試行している入札ボンド制度を拡充する方針を固めた。入札ボンドを発行する損害保険会社や金融機関は現在、企

業の経営の健全度だけを審査しており、同省は、企業の技術力や契約遂行能力なども審査して入札ボンドが発行される仕組みへの発展を目指す。入札ボンドが普及している米国では既にこうした審査が確立しており、同省は入札ボンドも米国並みの制度に発展させることで、一般競争入札の拡大で懸念される不良不適格業者の参入排除に役立てる。

国交省が入札参加業者に提出を求めている入札ボンドは、損保や金融機関が発行する入札保証証券で、入札保証金の代替という位置付け。このため入札参加業者が保証金を現金で納付することも認められており、いずれの場合も付保割合は応札金額の5%と設定している。

条件整備を進める。工事実績の審査で下請業者への支払い記録、契約遂行能力の審査で工事費の見積金額の妥当性を確認すれば、公共工事で急増している安値受注（ダンピング受注）による下請業者へのしわ寄せを排除することにも役立つとみている。

関でも試行導入する動きが目立っている。同省は既に、米国の入札ボンド制度の研究も済ませ、制度拡充の準備は進んでいるが、損保や銀行などの入札ボンド発行機関には、技術力や経営遂行能力の判断力が現時点では不足しているの実情。保証金の現金納付を認めている中で技術力や経営遂行能力の審査が可能かどうかといった課題も抱えており、表現には曲折も予想される。

入札ボンドを発行する

同省によると、入札ボ

ンド先進国の米国では経営健全度（資金力）、技術力（過去の工事経歴）、契約遂行能力の3点をチェックした上で入札ボンドが発行されており、日本でも米国並みの制度への発展を目指すこととなる。

同省は06年度後半に18

件で入札ボンドの発行を開始。本年度からは7・2億円、一の全工

審査内容に含める方向で